

## 広島地方裁判所委員会（第50回）議事概要

### 第1 開催日時

令和6年7月2日（火）午後2時30分

### 第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

[委員] 伊藤誠治、岡田和美、川下吾一、高本孝、田村耕一、内藤裕之、茗荷  
浩志、吉岡茂之、吉益伸幸（敬称略 五十音順）

[説明者] 大浜寿美（広島地方裁判所判事）

[事務担当者] 倉迫事務局長、木村事務局次長、福島事務局次長、富永民事首  
席書記官、中垣刑事首席書記官、藤原総務課長、三阪総務課課長補佐

### 第4 議事（発言者：■委員長、●委員、◆説明者・事務担当者）

#### 1 委員長選任

互選により内藤委員が委員長に選任された。

#### 2 前回のテーマに関するその後の取組について

事務局から、前回のテーマ「裁判所職員の採用広報」について、その後の取組として別紙1のとおり報告した。

#### 3 議事「民事訴訟手続におけるデジタル化」

説明者から民事訴訟手続におけるデジタル化についての実情を紹介した上で、別紙2のとおり、意見交換が行われた。

#### 4 次回期日及びテーマ等について

令和7年1月30日（木）午後2時30分から、「裁判員裁判（仮）」についての意見交換をすることとした。

(別紙1)

◆： 前回の委員会では、裁判所の取組予定として①業務説明会の拡充、②ワークショップの実施、③裁判所見学でのアピールを取り上げ、委員の皆様にご意見をいただきましたので、それぞれの取組について報告いたします。

まず、学生向けの業務説明会の拡充については、新たな説明会の実施先において、広島高等裁判所、広島家庭裁判所とともに業務説明会を実施しました。

また、他大学においても1年生が受講する法に携わる仕事の紹介をする講義で、裁判所の仕事の全体像を説明しました。

その他、例年、家庭裁判所が出張講義を行ってきた大学の法学部の授業に地方裁判所も参加したり、公務員志望者の大学生との座談会を企画したりするなど、委員の皆様からいただいたご意見を参考に、採用試験の受験が見込まれる学生等とのつながりを強化していております。

次に、ワークショップにつきましては、広島地方裁判所での業務説明会において実施すべく検討を進めているところです。

最後に、裁判所見学会でのアピールにつきましては、学生に限らず見学会に参加された方に対して、見学開始前に人事課の担当者から裁判所の仕事や職種について説明し、見学会中に書記官や事務官にも目を向けてもらい、裁判官以外の職種でも裁判所で活躍できることをアピールするようにしました。

今後も、いただいたご意見を参考に、大学などと連携させていただきながら、複数のチャンネルで裁判所職員の存在をアピールすることで、将来の職業選択の一つとして意識をしてもらえるよう働きかけを行っていきたいと考えています。

以 上

(別紙2)

●： デジタル化については、費用面や会議の設定のしやすさという点からも、基本的にはメリットが非常に大きいと思うのですが、逆に裁判されてる中でデメリットというのは、どんなことがあるとお感じになられてるんでしょうか。

◆： 裁判官が和解の席で説得しようとするときには、対面を選ばれる方が多いような気がします。

それから、私も自分でびっくりしたんですが、対立が激しいような事案ですと、結構雰囲気を感じながら、ここで介入するとか、流してしばらく様子を見るという判断をしていたんだなと思いました。大型事件になればなるほど、代理人の数が増えるんですが、ウェブ会議だと画面が分割される上、一つの画面に10人ぐらいの代理人が事務所の部屋に座っているところが映っているので、一人一人の顔がよく分からず、どこで発言に介入するかとか、誰に持っていくかということの判断ができにくい。技術的な問題が高まれば、それもなくなるのかもしれないですが、何か雰囲気とか、そういうものをつかみたいときは使いにくいなというふうに思っております。

●： 私自身もウェブを使う機会が増えてはいるんですけど、裁判というのは非常に大きな、時には人生も左右するものなので、非常に難しいツールではあるなというのは、今のお話を伺っても思いました。

●： 弁護士としても感覚は似たようなところがありまして、確かにこういうシステムを使うことによって、何より裁判所に行かなくてよくなったので、期日の調整がすごくやりやすくなりました。もともと裁判所で一、二分やり取りするために、事務所との往復で30分枠は確保しないといけなかったのが、期日の直前にネットで入ってやり取りをすればいいので、非常にスケジュールが組みやすくなったと思

います。

他方で、和解のときなどには弁護士も裁判官がどう見ているのか気になるとき、ちょっと込み入った話をしたいときとかは、対面のほうがやりやすいなというところがあります。

あとは、1つの事件で代理人のグループが三つあって、その一つのグループのところに4人ぐらいの弁護士がいるということになると、今、実際に誰がしゃべっていたのか、よく分からんなど思いながらやっていることもありました。

●： このデジタル化の取組によって、裁判手続に関わる皆様の業務負担の軽減が図られるというのがよく理解できたのですが、一般国民、県民にはどのようなメリットが実際あるのだろうかというのをお尋ねしてみたいと思いました。

例えば、私が民事訴訟に巻き込まれたときに、今までだったら必ず現地に行かないとできなかった手続が自宅からオンラインで参加できたりとか、そういったこともあったりするのか。デジタル化の目的、県民にとってのメリット、そういったところをお聞かせいただければと思います。

◆： 今後、フェーズ3において裁判官、裁判所職員だけではなく、当事者や代理人も利用できるシステムが導入されることになっておりまして、このシステムを通じて訴状や書面を提出できることになっておりますので、デジタル化の取組の意義として、国民の民事訴訟手続へのアクセス等の負担の軽減というのは、このような書類提出の場面等に一番効力を発揮するのではないかと考えています。

■： 各委員の事業所等での具体的なウェブ会議の利用方法等についてお聞きしたいと思います。打合せを対面でするのか、ウェブでするのかの使い分けについて、何かございますか。

●： 会議のメンバーが遠方から来るのであれば時間も費用もかかりますし、会議の内容によっては圧倒的にウェブが増えているのが現状です。

広島在住の方との間で完結するものであれば、割と集まってはいますけれども、例えば東京の方との会議である場合は、半分ぐらいはウェブになっています。半分以上かもしれません。

■： やはり重要な意思決定をしないといけないときは、対面というのが多いんでしょうか。

●： 重要なというよりは、非常に難しい交渉のときには、やはり顔を合わせて粘り強くといいですか、ウェブだと距離もありますし、先方の回答も簡単に済んだりするものですから、そういうことを避けたい場合は出向いたりします。

●： 当会では、毎週、臨時会とか常任理事会がありますけれども、人によっては、県内の遠方から、仕事を切り上げてきてもらう必要もあつたりするものですから特別な場合以外はウェブでもいいですよとっております。ですが、本当に重要なものを決めないといけない、手を挙げて、しっかり決めないといけないといったときはみんなが来られるような時間にして対面で行っています。全ての会議でウェブ会議を必ず使えるようにしていますので、そのときの状況に応じてウェブで参加してもらうということになっています。

●： 大学では、授業、学会、会議、いろいろありますが、基本的にはウェブが中心になってきてます。大学によっては、全然ウェブでもいいよというところもあれば、もっと言うとオンデマンドでもいいよというところもありますし、対面が原則だというところもあつたりします。

研究会などですと、基本的にはウェブですけれども、そのあとのほうに懇親会が

設定されていたり、年配の参加者がいらっしゃる場合には、対面で設定される場合もあります。でも、基本的には一気にウェブの利用に動いてきたかなという感じはいたします。

●： 県のほうでもテレワークの促進とペーパーレス化と、それからこういうオンラインコミュニケーションツールの利用促進、それは一体的に進められておりますので、まずオンラインでできないかというのを考えて、この場合は重要な意思決定であろう、ということであれば、これはやっぱり参集方式、あるいはオンラインと参集方式の併用ということも考えます。

比較的、行政内部であったり、企業の方との間であれば、オンラインのコミュニケーションツールで行えるのですが、私どもは一般県民からの相談を受けるという場面で、県民相談をオンラインでも受けていますが、なかなか御依頼がないところです。一般県民の方に、どのように使ってメリットを感じていただくかというのは、これからかなというのを感じているところです。

■： それは、やっぱり電話での相談はあるけれども、ということなんでしょうか。

●： そうですね。電話が多いです。

●： 多分、検察庁も、裁判所や大学にかなり近くなっていると思います。会議もオンラインで相当やるようにはなっていますが、どうしても事件関係は機密性がありますので、そういう話は、当然、対面を選択するという性質があるかと思えます。

●： 新聞社の方では、コロナ以降、どうしても取材がウェブ中心になった時代

もありますし、顔を見て取材するのが基本だったのが、ウェブもありだというように、この数年で一気になったというのが実感であります。

会議については、社内で行われるものや、あるいは同業者や取引先を含めた会議については、皆さんがおっしゃるとおりの状況です。重要度や機密性などに応じて、柔軟にウェブか対面かの選択をしているというような状況です。

●： 弁護士会でも、ほかの会社や検察庁の方々と同じく、通常の会務については、ほぼウェブです。ただし、弁護士会関係でも、弁護士に対する懲戒関係のものとか、機密性が高い話をするときには、情報が漏れてはまずいということもありますので、全て対面で行い、書類もその場で置いて帰るというようなことを行っています。

クライアントの方々との話も、基本的にはウェブですることが増えてきたかなと。特に、クライアントの本店支店の方々も含めてまとめて打合せをするときには、非常にウェブのほうがやりやすいと感じています。

ただ、やはり機密性が高い再生案件などは、秘密裏に進める必要がありますので、基本的にはそれは対面で行ったりというように、案件ごとに分けています。

■： 裁判官のほうでは、対面とウェブの使い分けについて、何か考えておられるところはありますか。

●： 特に和解のときは、画面越しよりも、実際に来てもらって顔を突き合わせて説得をする方が効果があるのではないかと思うことがあります。

うる覚えですが、大阪大学の先生がデジタルトランスフォーメーションは全て取って代われるかというような話をされていて、それを新聞で読んだことがあります。その先生がおっしゃるには、やはりウェブ会議では「気」が伝わらないとのことでした。私も腑に落ちたんですけれども、オーラというか雰囲気というか、そういつ

たものが、最終的に納得する、しないというところに絡んでくる場面があるのかもしれないと私は思っております。ここが決め時、というときには、当事者本人と一緒に裁判所に来てくださいと裁判官が代理人にお願いする場合がありますし、逆に、どうしても裁判官の最後の一押しが必要なので、依頼者を連れていくから裁判官から説得してあげてくださいと、そういった御依頼を代理人から受ける場合もあります。そういう場面かどうかを考えながら対面とウェブを使い分けています。

ずっと今日のお話を伺っていると、機密性が高い事項を扱うときには、むしろウェブではなくて対面を選択される例が多いようです。民事裁判のデジタル化によりウェブ会議をどんどん利用することになりますと、日頃から情報管理については、裁判所側でできる限りの措置を取らなければいけないと襟を正したところです。

私の肌感覚ですと、ふだんの民事裁判の手続では、8割ないし9割方ウェブ会議で行われているように感じておりますが、事務局から数値的にほかの委員にお示しできるものがありますか。

◆： 広島地裁本庁において、令和5年に民事訴訟事件の期日の中で実施したウェブ会議の割合ですが、各月、概ね8割前後で推移しているということになります。

■： ちなみに全国でも、大体80パーセントがウェブ会議で進行しているという状況のようです。

●： 残りの20パーセントというのは、どういうことになるわけでしょうか。

●： 先ほど申し上げましたように、和解の説得をするので本人の出席を求めるときは対面です。また、契約書の原本に押印されたハンコが実印かどうかが争われているような場合には、当事者に現物を見てもらいながらでないとな争点整理ができ

ませんので、スポット的に対面の期日を入れることがあります。

そういった事例を積み重ねていくと、恐らく2割弱ぐらいの数字になるんだろうと思います。多分、私の肌感覚ともそれほど変わらないです。

■： 皆さんの御経歴からいっても、従前は対面でしかやっていなかったものが、ウェブに移行してきているということで、対面もウェブも両方存じ上げておられるということを前提に、ウェブ会議での議論や意見交換に当たって、心掛けている点、何か留意されている点等がございましたら、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

●： 先ほどからの機密性という言葉にも関わるかと思うのですが、関係者が内容を録音、録画したり、外部に発信する恐れは、当然リスクとしてはあるかと思えます。

例えば民事訴訟では、原告、被告の双方の代理人の事務所同士をつなぐということが通常かと思いますが、その事務所の部屋で、一定程度の機密性が担保されているのかどうかというのは、どのように判断をされるのか。もしかしたら、そこに本来いるべきではないというか、訴訟の進行上、非常に障害となる方がおられる可能性もあるわけであって、そこをどのように裁判所として担保しているのかをお聞きしたい。また、デジタル化ということになると、訴訟記録そのものも、紙ではなく、いわゆる記録媒体で残していくということになりますが、そうしたものをどういうふうに保存していくのか。耳の痛い話ですけれど、裁判記録の破棄というような案件も昨今ありました。

そういう中で、デジタルというのは、扱いはしやすいですが、逆に言えば、棄損もしやすい媒体だと思います。その辺の記録保存の在り方も含めて、かなり議論や取決めが必要かなと思うのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

◆： 御指摘ありがとうございます。裁判所の民事訴訟手続の期日には、公開が原則である口頭弁論期日と公開しないことになっている弁論準備手続期日という二つのタイプがございます。和解期日も公開しないことが前提になっております。公開を予定していない期日の場合で、やはりちょっと、大丈夫かなと思うようなときは、カメラを部屋で1周させてくださいとお願いしたり録音をしたりしないでくださいという注意喚起をあらかじめしておくというのが、運用ルールになっております。

■： 2つ目にご指摘のあった記録のデジタル化が実現したときのルールというのは、まだ確定していないというのが正直なところだと思います。どのような保存期間とするのかというのは、また改めて検討するということになるのかというふうには思います。

あとは、高齢者だとか障害者の方への配慮という点で何か、内部で御議論されているところはあるのでしょうか。

●： 立場上、他の会議などにも参加することありますが、高齢の方や障害のある方が、恐らく自宅だろうと思われるところから参加されている場面をよく見るようになりまして、こういったオンラインで会議ができるということ自体が、物理的な障壁のある方にとっては、とても社会参加しやすくなっているという大きなメリットだろうなと思っております。それ以上に、こういったフォローができるかというところは、まだ、課題だと思っております。

●： 学生との授業でいいますと、特にコロナのときには自宅の部屋の中が映ってしまうという問題であったり、大人数が画像で映るとトラフィックな問題が生じるということもありまして、顔は一切出さなくていいという感じでやっておりました。

それから、録音、録画ですが、余り皆さん御存じないんですけど、もともとウインドウズの標準の機能で画面に映ったものは全部録画、録音というのが自由にできるようなのが入っていますので、私のいる部局では、もう録画、録音されている前提で、つい立ち話の感覚で、ざっくばらんなことをぼろっと言ったりはしないように、という形で運用しています。

外部と話をするときには、当然、不用意なことは余り言われなかなとは思いますが、内部であっても、もう撮られてるという形で認識したほうがいいんだろかな、ということにはなっています。

■： ありがとうございます。コロナ禍のときに、いろいろ、そういうお話もお伺いしたかなと思いますね。あとは、ウェブのときの、肌感覚と言いますか、コミュニケーションの取り方として対面との違いからこういうふうにしてるんだというものは何かありますか。

●： 何か分からんような顔をしてる人には当てるようにしています。

●： 気に掛けていることは、参加者に事前になるべく会議の流れを頭の中に入れておいていただいた上で、どれだけ時間を短くできるかということかなと。

やはりウェブだと先ほどからずっとお話が出ているように、どうしても人ごとになりがちなので、ある程度、事前に流れを把握してもらった上で、どれだけコンパクトに、1時間以内で抑えられるかということと、会議での説明のときに動画なども交えながら飽きさせない、どれだけ自分ごとのように感じてもらえるのか、という工夫はしています。でも、正直、やはり距離感は感じますね。

●： 対面であっても、ウェブであっても、動画を使ったり画像を使ったり、どんどんデジタルのよさを利用するようになっていくんでしょうかね。やはり、しゃ

べってばかり、文字ばかり出されても眠くなりまして分かりにくいですね。動画、画像、資料は分かりやすく、パワーポイントも文字だけでも分かりにくいので、そのようなことを工夫していると思います。

●： 弁護士の方では、例えばオンラインの画面上で書面を共有して、この条項がこうなっているとか、お互いに容易に確認できるようになったのは楽だなと。もちろん対面でもできるんでしょうけれど、書面を人数分コピーして用意したりとか、持ってきてもらったりということがなくなるので、そういった意味では、うまくできているのかなと思います。

ちょっと話が違いかもしれませんが、コロナ禍のとき、ウェブを使って講演をしてくれと依頼されることが結構ありましたが、講演をしているときに、全く聞き手側の、いわゆる気が伝わってこないもので、聞いているのか聞いてないか分からないですし、伝わっているのか納得してくれているのか分からないということがあったので、そのあたりは、やはり対面でないとやりづらいところもあったかなと。それは会議でも一緒ですけども、人数が増えれば増えるほど、反応が分かりづらくなるというのは感じているところです。

■： その対応としては、さっきお話しにあった当てるとかというものになるんでしょうか。

●： 講演だと当てていました。会議の場合は、大体、眉間にしわを寄せる人は不満がある人ですので、何かございますかというふうに聞いて、そこから疑問点なりを吸い上げたりということはしているかなと思ってます。

■： その点は、先ほどお話のあったカメラをオフにした中で、相手の表情も分からないまま講義をするというのは、非常に大変かなと思うのですが。

●： 大学の場合は、オンラインでの講義と同時にチャットを開いていて、それを見ながらやったりとか、画面上でグッドボタンやハートが飛んだりとかしています。やはりさっきの気が伝わらないというのは世界各国共通のようで、当初はそういう機能は全然なかったんですけど、リアクションができる機能が後からどんどん入ってきましたので、1対多数のときには、それができるんですが。裁判のように、原告、被告のような関係性だとハートが飛ぶわけにもいきませんので、ちょっと違うかなという感じはいたします。

■： 取材をウェブで行う場合に、取材相手のほうからの感情の受け取り方というのは対面とは大分違うのでしょうか。あるいは、少しでも臨場感を得るために何かされているというのはあるのでしょうか。

●： 取材のテーマとか、相手の方にもよるかと思うんですが、そうはいっても顔が映れば、それなりに、その方の表情であったりを読み取ることができますし、もちろん対面でお会いしたほうが空気感とか、その方が発する気を感じることができますが、対面でないと絶対駄目だなという感じではそれほどないですね。

むしろ新聞の場合は、特に識者の方のコメントを頂くようなケースであれば、おっしゃってる内容をどういうふうに活字にするかというのがみそですから、そういう意味では大いにウェブでの取材も活用してもいいのかなと思っています。

■： ウェブ会議をするに当たって資料を作成する際の留意点や工夫点はありますでしょうか。

●： とにかく資料は少なく、文字は大きく、これに尽きるかなと。それが結局、議論の余白が多くなる話なので。文字数が多くて読まないといけないところが増え

れば、それを追うことになるので、なるべく、その辺は文字で追うのではなくて、議論のほうで追うような形を取るようにはしています。飽くまでも、資料には答えはなくて、会議する皆さんの意見の中に、答えやヒントはあるわけで、それを引き出すためにどうするかというところですかね。

●： やはり今、皆さんが言われるように、文字が多いと寝てしまいますので、できるだけ文字は少なくということと、ポンチ絵を入れて、目でぱっと見て分かるような工夫をしてもらおうようにしております。

●： パワーポイントで映すのであれば、数行でまとめてという形になりますが、やはり文字や正確な情報が要るということで、すごい資料を配る方もいらっしゃいます。私たちの会議のときにも、とにかく資料を全部付ける方がおられまして、会議資料100ページとか、該当箇所を探すのだけでも大変で、紙だとまだ探しやすいんですけど、画面でPDF100ページと言われると、とてもじゃないけど見る気がしないですね。やはり資料の作り方は随分変わってくると思います。

●： 弁護士の方も意識は変わってきているんですけど、ウェブ会議を利用するようになった前後で、何か資料の準備で変わったというところは特にないかなど。クライアントの方へは分かりやすいような資料、ぱっと見て分かるようなものは、従前から作ってたので、そういった意味では余り変わっていないと思ってます。

■： 裁判資料というのは、やはり従前のような準備書面を作成するという話になるんですかね。

●： そうですね。裁判所に出すものについては。

●： 今日のお話の中で疑問に思ったのですが、原告側、被告側が提出したものが、誰もが見られるチームズのファイルにアップされているということになると、誰かが後で書き換えたかもしれないというところの担保はどうするのでしょうか。エクセルの校閲だったり変更記録みたいなものもあるけれど、何か工夫が要るのかなというふうに思います。

例えばデジタルの写真についても、改変されていないかどうかというのを調べようと思ったら調べられますし、きちんとチェックしますので手を加えたりということがないように、ということを一言言うだけでも、随分違ったりするのかなと思ったりもします。そのあたりは何か工夫というか心積もりというか、いかがなんでしょうか。

●： 裁判手続の現状についてお話をしますと、正式な事件記録は現状では紙なんです。チームズ内で書き込まれているものは、メモにすぎなくて、正式な事件記録ではないというのが、今の民事訴訟の建付けです。

ですから、最終的に確定した内容は書面で出してくださいということになりますので、現状の裁判官の立場では、紙ベースになって確定したものが判決の基礎になるという安心感があります。

録音、録画の関係についても、現状では、ウェブ会議でつないでいる相手方は弁護士ですから、安心感や信頼関係の中でお互いやっております。チームズ内での書き込みなども、いずれ書面で確定したときに何を残すかということを考えておけばいいという暗黙の了解があると思います。

これがフェーズ3になって、準備書面も証拠も全てデータ上のものになるというときに、御指摘のあった改変の問題はどう担保するのかとか、当事者本人が自分のアカウントで手続に参加できるようになったときに、録音、録画や、極端ですが、なりすましとか、そういった事態の防止をどうするのかという点は、民事裁判のシステムの課題だということを感じました。ありがとうございます。

以 上